

# かえるの通信

発行者：新橋環境を守る会

電話：814 - 1636

発行日：平成 12 年 10 月 1 日

2 号

目次	1 ページ	恐怖の産業廃棄物焼却炉解体工事について
	2 ページ	フリーマーケットのお礼と阿久和川水質調査結果
	3 ページ	環境まめ知識
	4 ページ	皆さん知っていましたか？

## 恐怖の産業廃棄物焼却炉解体工事について



労働基準局長通達で解体作業員は防毒マスクや送気マスク、及び防護服の着用が義務付けられている。しかし、私たち周辺住民は如何にして体をまもれば良いのでしょうか？  
写真は能勢町豊能美化センター解体工事の時撮影

今年 5 月の連休中に突然焼却炉解体工事が始まる事を知り、「新橋環境を守る会」および周辺住民の人たちは、安全確保をせずに解体工事を行わないよう、要望書を横浜市長及び神奈川美研工業へ 4 月末に提出いたしました。また、新橋上自治会館で説明会を開催しました。

新聞紙上などで既にご存知の方もいらっしゃると思いますが、焼却炉解体工事に伴う危険と問題点を再度お知らせいたします。

焼却炉の内部には、焼却によって生じたダイオキシン類を始めとして様々な汚染物質がススやヤニ状になって大量に蓄積されています。またバグフィルター内部には排煙時に取り除いてきた大量のダイオキシン類が蓄積しています。



大阪府能勢町豊能美化センター解体工事に関し厚生省は「高濃度ダイオキシン汚染物質分解処理技術マニュアル」、労働省は「ダイオキシン類による健康障害防止のための対策について」などの行政指導を行い解体を実施いたしました。しかし、解体工事に携った作業員 35 名の血中から平均 680.5 ピコグラム（最大では 5,380.6 ピコグラム）ものダイオキシン類が測定されました。また屋内施設で在ったにも係わらず、周辺の土壌が高濃度で汚染されています。

横浜市はバブル経済に伴って発生した廃棄物処理の為に神奈川美研に対し、超法規的に設置の承認を与え、その為に私たち周辺住民は肉体的にも経済的にも大変な被害を蒙ってきました。不動産の資産価値も大変な損害を蒙っています。焼却炉解体によって更なる汚染被害が発生すると取り返しのつかない事態が発生します。「新橋環境を守る会」では、このような事態を避ける為に解体工事に関して横浜市と神奈川美研工業に対して解体工事に対してのマニュアルとも言える協定書の作成を準備しています。どうか私たちと一緒に協定書を作成し、安心して住める新橋町、阿久和町を守りましょう。

**汚染物質は発生源から 4 km 以上飛散拡大します。**

## 大盛況の内フリーマーケットを終える事が出来ました。

平成12年4月8日午前10時半より阿久和川水質調査の資金集めのフリーマーケットは、皆様多大なご協力のおかげで、大盛況のうちに終ることができました。

皆さんから寄せられた善意の品々が大量に集まり、晴天の下で新橋町、弥生台、西岡、緑園など広範囲の人々が参加していただき収益金105,700円と寄付金5,500円が集まりました。この浄財を基に阿久和川へ注ぎ込まれている旧新橋最終処分場からの浸出水路を調べた結果、検出されてはならないPCBが0.0036mg/l検出され、横浜市も調査に乗り出しました。その結果はやはり私たちが測定分析依頼した結果と同じ値が出て、この対策について話し合い中です。また横浜市会でも、横浜市長へ質問が出されました。

また、水質以外にも周辺大気の測定を行なっています。周辺では野焼きや事業者が使用している小型焼却炉が他の地域よりも異常に多く（すべて神奈川県条例及び横浜市条例違反）使用されていて、それが周辺の大気汚染の原因の一つにもなっている事が解ってきました。それらの野焼きは小型焼却炉使用に関し、横浜市はすでに使用中止を伝え殆どが撤去されています。

測定結果の一部

(単位: mg/l)

分析機関 分析項目	私たちが依頼 測定した値 (村田計測)	横浜市環境科学研究所	横浜市指定民間業者(アクアパレス)
PCB	0.0036	0.0031	0.0031
全鉄	19.0	21.0	18.8
全マンガン	1.0	0.61	0.65
フェノール類	0.005	0.005 未満	0.05 未満
総水銀	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満

PCBは環境基準では公共水路で検出されない事。排水基準でも0.003mg/lを超えない事になっています。非常に強い毒性があり、現在製造禁止、移動禁止になっていて厳重に保管管理せねばなりません。環境ホルモン(内分泌攪乱物質)に指定され、ダイオキシン類の仲間です。カネミ油症事件で大変な被害が発生しています。



旧新橋最終処分場から阿久和川へ流れ込む水路で採集

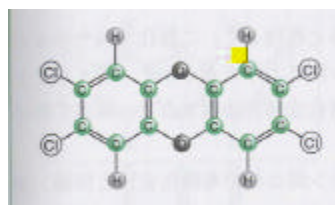
弥生台駅前で開いたフリーマーケットのスナップ

## 豆知識 2

# ダイオキシン

サリンの2倍、青酸カリの1000倍という史上最大の毒物、ダイオキシンの本当の恐ろしさは単に致死毒性だからと言うのではなく、極微量を知らないうちに日常的に摂取したとき、体がじわじわと蝕まれ、遺伝毒性や生殖毒性が出てきて、次世代にまで影響が及ぶことにあります。

ダイオキシンは水素、酸素、塩素と言う珍しくもない元素から出来ている有機化合物です。これらがある特殊な構造を取ったとき猛毒性が現れるのですが、その構造は1種類ではなく、ダイオキシン類

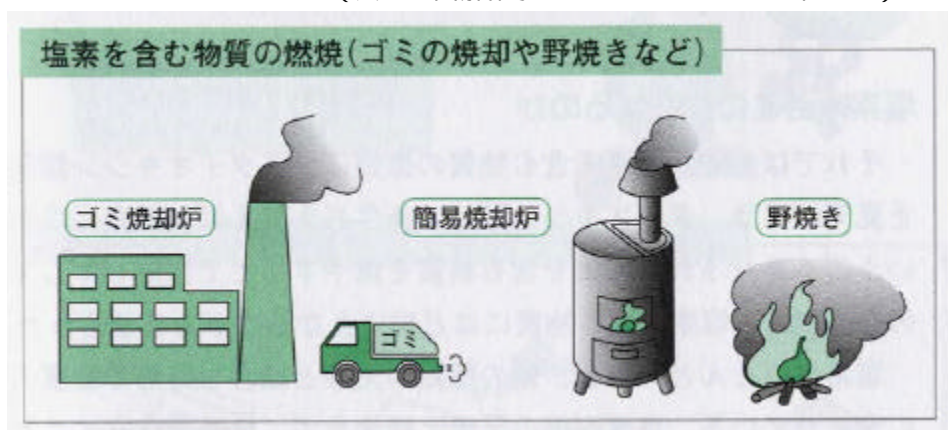


を全部合わせると75種類にもなります。一般に有機化学化合物は高温にすると燃焼して炭酸ガスと水に変化するのに反して、これらの物質は極めて熱に強い安定した物質で、毒物としてはとても厄介な代物です。

その反面合成は簡単で、ポリ塩化ビニル、ポリ塩化ビニリデン等の塩素を含むプラスチック類 - これらは塩ビ水道管、電気コード、長靴、レインコート、ビニル傘、合成靴、絆創膏、ラップ、消しゴムなど日常品に広く用いられています - を比較的低温（800 以下）で燃焼させると簡単に出来てしまいます。

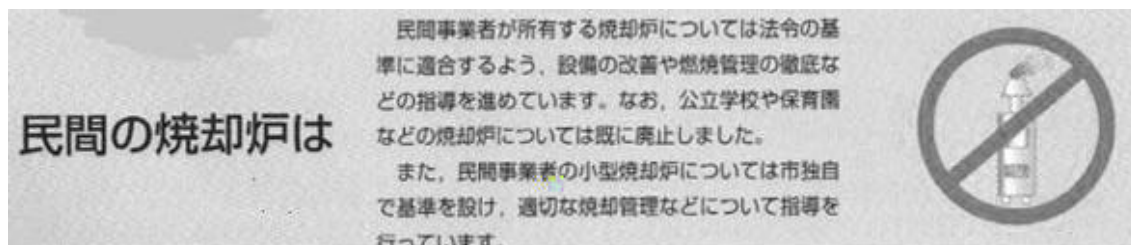
ですから管理の行き届かない民間業者の中小のゴミ焼却炉、家庭でも使用している簡易焼却炉、野焼き等は最も危険なダイオキシン発生源です。

（絵は「図解雑学ダイオキシン」ナツメ社から）



## みなさんしていただきましたか？

現在多くの地域で問題となっている煙・悪臭被害。また皆さんの最も身近な場所で起こっている煙・悪臭被害。これらの問題の一要因として考えられる野焼き・焼却施設に対し、行政が厳しい規制を設けていることを。



規制の根拠となる法令、要綱は以下の四つが存在しています。 大気汚染防止法、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)、 神奈川県活環境の保全等に関する条例(県条例)、 横浜市焼却炉に関するばい煙・ダ イオキシ ン類等対策指導要綱。

野焼きなどの屋外焼却行為に関しては、廃棄物処理法が産業廃棄物の一切の焼却に対し、規模に係わらず焼却設備を用いて行う規定があり、違反者には「改善命令」さらに一年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金を定めています。同様な規定は県条例にもまた規定されており、野焼きなどの屋外燃焼行為を制限し「焼却炉を用いずに燃やしてはいけないもの」として、合成樹脂・ゴム・油脂類(鉱物油及び有機溶剤を含む)・布・木材(伐採木及び木の枝を含む)・紙を規定しています。悪質違反者には 2 年以上の懲役又は 100 万円以下の罰金の適用される場合があると規定されています。

焼却施設に関し、まずダ イオキシ ン類の抑制基準については大気汚染防止法及び横浜市要綱が施設の焼却基準、排ガス量基準などを定められています。法定焼却炉の設置、変更にあっては事前に大気汚染防止法に定める届出が必要とされ、法定外焼却炉(小規模焼却炉)に関しても新設、既設とも焼却能力 50kg/時以上のものは法定外焼却炉等設置報告書を平成 11 年 4 月以降に提出することになりました。

つぎに焼却施設構造(設備)基準ですが、廃棄物処理法、神奈川県条例、横浜市要綱の三つの厳しい規制が存在します。法定焼却炉はもとより、法廷外小型焼却炉に関しても二次燃焼室を設置すること(県条例)。燃焼室上部又は二次燃焼室を加えた燃焼ゾーンでは、排ガスの滞留時間を 1 秒以上を維持できる構造を有すること。炉内温度を連続的に測定・記録する装置を設置すること。バグフィルター集じん装置を設置すること。塩化水素処理装置を設置することなど(以上、横浜市要綱)です。

焼却には大きな責任と負担が必要とされています。なぜなら**身勝手な焼却は私たちの健康・生命を脅かすもの**となるからです。